

就学制度の改善について（学校選択制、指定校変更基準の拡大）

1 制度の主な内容

(1) 学校選択制

○学校選択制の実施

区長が実施の有無、手続・要件について、教育委員会会議で議決を得たうえで公表する。

○学校選択制実施区における就学校の指定

- ・学校選択した学校を就学校として指定する。
- ・通学区域の学校を選択した場合は、必ずその学校を就学校として指定。
- ・希望者が受入可能人数を超える場合には抽選。
- ・区長は以下の条件について優先した取扱をすることができる。

① 通学距離 ② 兄弟関係 ③ 進学中学校

- ・学校選択しなかった場合は通学区域の学校を指定。

○抽選は区長が学校ごとに公開で実施

- ・当選者にはその学校を指定し、落選者には通学区域の学校等を指定。

○抽選の落選者は補欠登録し、空きが生じれば補欠を繰り上げる。

繰上に際しては、保護者の意見を聴取する。

○障がいのある児童生徒等に係る学校選択

- ・児童生徒・保護者の意向を尊重。
- ・就学相談等により、障がいの状況、通学に伴う諸条件、教育内容等を考慮して、情報提供
- ・特別支援学級の受入可能人数の目安を決定する。

○教育委員会、区長及び学校長は、学校選択のための情報提供に努める。

(2) 指定校変更

○指定校変更にかかる全市統一の要件

- ① 住宅の新築又は購入により、1年以内に通学区域外に転居することが確実な場合で、あらかじめ転居後の住所の属する通学区域の学校に就学を希望する場合
- ② 住宅建て替えに伴う一時的な通学区域外への転居であり、転居前の住所に戻ることが確実な場合で、現に在学する学校に就学を希望する場合
- ③ 学年途中の通学区域外への転居の場合で、当該学年末までの間、現に在学する学校に就学を希望する場合又は小学校の第4学年の最終学期の修了の日以後若しくは中学校入学後の通学区域外への転居の場合で、卒業までの間、現に在学する学校に就学を希望する場合
- ④ 保護者が労働等により昼間家庭にいないことにより、児童の在宅が困難であるため、保護者の勤務地又は保護者に代わる親族の住所の属する通学区域の小学校に就学を希望する場合
- ⑤ 障がいのある児童生徒等及びその保護者が、就学相談等を経て、通学区域外の学校の特別支援学級を希望する場合で、指定校変更が必要と認められる場合
- ⑥ いじめにより心身の安全が脅かされるような深刻な悩みを持っている児童生徒及びその保護者が転学を希望し、かつ、指定校変更することにより就学環境の改善が見込まれる場合

- ⑦ 長期の通院加療等、心身的な事情により特に教育的配慮を要する場合
- ⑧ 通学上の安全確保に著しく支障が生じていると認められ、特に配慮の必要がある場合。
ただし、小学校就学予定者及び児童に限る
- ⑨ 通学区域の変更に伴い、通学区域校が変更となる場合で、現に在学する学校に就学を希望する場合
- ⑩ 他の学校への統合が予定されている場合で、あらかじめ統合後の学校に就学を希望する場合。ただし、受入可能な場合に限る
- ⑪ 学校選択制を実施する区において、通学区域外で、かつ現に在学する学校を選択することができる区域に転居した場合で、現に在学する学校に就学を希望する場合
- ⑫ 施設一体型小中一貫校に在学する児童生徒が、通学区域外に転居した場合で、現に在学する施設一体型小中一貫校に就学を希望する場合
- ⑬ その他指定校変更が必要と認められる場合
- ⑭ 指定校変更を受けた兄弟姉妹がいる場合で、当該兄弟姉妹と同じ学校に就学を希望する場合
- ⑮ 小学校を卒業するまでの間指定校変更を受けた中学校就学予定者及びその保護者が、当該小学校と同一の通学区域を含む中学校に就学を希望する場合

○区が設定可能な指定校変更の要件

- ・設定可能な要件
 - ① 通学区域校よりも、住所からの通学距離が短い学校がある場合
 - ② 就学校として指定された中学校に希望する部活動がなく、当該部活動を行う中学校に就学を希望する場合
- ・区長が設定する場合は、教育委員会会議の議決を得た上で、公表する。
- ・区長は、希望者の数が受入可能な人数を超えた場合には、公開による抽選を行う。

2 平成26年度学校選択制・指定校変更(区基準)実施状況

区名	学校選択制				指定校変更 (区基準)		
	小学校		中学校		小学校	中学校	
	類型	学校数	類型	学校数	距離	距離	部活
北区			自由選択制	5校	○		
都島区			自由選択制	5校			
福島区			自由選択制	3校	○		
此花区	隣接区域選択制	8校	自由選択制	3校			
中央区	自由選択制	7校	自由選択制	3校			
西区			隣接区域選択制	3校	○		
港区			自由選択制	5校	○		
大正区					○	○	○
天王寺区					○	○	○
浪速区							
西淀川区	隣接区域選択制 ※通学距離の制限	14校	自由選択制	4校	○	○	○
淀川区	隣接区域選択制	17校	隣接区域選択制	6校			
東淀川区					○	○	○
東成区							
生野区							
旭区	隣接区域選択制 ※自宅からの距離優先	10校	隣接区域選択制	4校			○
城東区							
鶴見区			自由選択制	5校			
阿倍野区							
住之江区					○		
住吉区	自由選択制 ※通学距離の制限	14校	自由選択制	8校			
東住吉区							
平野区					○	○	
西成区					○		
計		70校		54校			